

公 告

次のとおり一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和 8 年 3 月 27 日

島根県東部県民センター所長 稲田 大

1 入札に付する事項

(1) 入札の内容

課税データ電子計算機入力業務委託に係る 1 業務ごとの入力 1 件当たりの単価に予定件数を乗じた金額の合計金額

(2) 入札案件の詳細等について

入札説明書に添付される「課税データ電子計算機入力業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 委託期間

契約の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 業務の実施場所及び時間

仕様書による。

(5) 入札方法

ア 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入札書に記載するものとする。

1 件当たりの単価は、1 業務ごとの見積単価を記入することとし、合計金額は、1 業務ごとの見積単価に、それぞれの予定件数を乗じて得た額の合計金額を記入する。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された合計金額（消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額）を落札価格とするので、入札書に記載する金額は見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額とすること。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第 62 条の規定に基づいて定められた予定価格（単価及び合計金額）の制限の範囲内で有効な入札を行った者の中で、見積単価にそれぞれの予定件数を乗じた合計金額の低い者を落札者とする。

(7) その他

入札説明会は実施しない。

2 入札参加者の資格

入札に参加する者は、次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(3) 施行令第 167 条の 4 第 2 項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後 2 年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(4) 島根県税を滞納していない者であること。

(5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(6) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けている者であること。

(7) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(8) この入札に係る入札説明書の交付を受け、令和 8 年 4 月 9 日（木）午後 5 時までに入札参加資格確認申請書（様式第 1 号）を島根県東部県民センター課税部不動産課税課まで提出した者であって、入札参加資格を有すると島根県東部県民センター所長が認めた者であること。

- (9) 一般財団法人日本情報処理開発協会のプライバシーマークの付与を受けているものであること。
- (10) 島根県内に本店を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒690-8551 島根県松江市東津田町 1741-1 島根県松江合同庁舎 2階
島根県東部県民センター 課税部 不動産課税課
電話番号：0852-32-5616 F A X：0852-32-5611

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

- ア 本公告に係る入札に参加しようとする者の申請により、入札に参加しようとする者1人に対し、1部を無償で交付する。
- イ 交付期間は、本公告の日から令和8年4月3日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(3) 入札参加資格確認申請書の提出期限

入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書を令和8年4月9日（木）午後5時までに持参又は郵送（必着、書留郵便に限る。）により、(1)に掲げる場所に提出すること。

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和8年4月14日（火）午前9時30分
- (2) 場 所 島根県松江市東津田町 1741-1 島根県松江合同庁舎 6階 606 会議室
- (3) 開 札 即時
- (4) その他 郵便による入札は認めない。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語又は通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もる支出予定相当額の100分の5以上の入札保証金を入札時に納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。

ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(4) 入札者が応じなければいけない事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に記載された期限までに必要な書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、当該書類について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、その他島根県会計規則第63条の各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) その他

詳細は入札説明書による。